

東京電力福島第二原子力発電所の全基廃炉を強く求める意見書

本年11月22日の午前5時59分頃、福島県沖を震源とするマグニチュード7.4の地震が発生し、当県を始めとする茨城、栃木の3県において震度5弱を観測した。福島県沖には90センチメートルの津波が押し寄せ、福島第一原子力発電所においては、放射性物質の流出を抑える「シルトフェンス」が損傷するなど、津波対策のせい弱さが露呈した。また、福島第二原子力発電所3号機においては、使用済燃料プールの冷却機能が一時停止し、プール内の水温が0.2度上昇する事態に陥った。幸いにも、水漏れや放射性物質の漏えいはなく緊急事態には至らなかったものの、今回の事象により、県民は、現在も続く余震により東日本大震災時の福島第一原子力発電所の事故の記憶を思い起こし、不安な生活を送っている。

当県議会は、平成23年9月定例会において、県内全ての原子力発電所の廃炉を求める請願を採択し、県民の総意として、国に対して幾度となく廃炉の実現を強く求めてきたが、国は一義的には電気事業者が判断するとの見解であり、いまだに廃炉実現の見通しが立っていない。東日本大震災の発生後から繰り返される原子力発電所のトラブルは、当県の風評払拭を始め、住民の帰還など、今後更に加速する様々な取組に水を差し、早期復興の足かせとなっている。

よって、国においては、現在存廃が未定となっている福島第二原子力発電所の全基廃炉を国の責任で早急に実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年12月21日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 あ て
経 済 産 業 大 臣
復 興 大 臣

福島県議会議長 杉 山 純 一